



通信技師大村六助外一名叙位取消並に叙位日附変更の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十一年十一月十一日

内閣総理大臣片山 哲



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

人選位第六五號

案起

昭和三年十一月十日

閣議決定
昭和三十二年十一月十一日
上奏昭和二十二年七月十一日
昭和三十二年七月十一日

施行昭和二十二年十一月十五日
公布昭和二十二年十一月十五日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣事務

外務大臣

手

文部大臣

手

運輸大臣

手

西尾國務大臣

手

内務大臣

手

厚生大臣

手

通信大臣

手

和田國務大臣

手

大藏大臣

手

農林大臣

手

労働大臣

手

林 國務大臣

手

司法大臣

手

商工大臣

手

齋藤國務大臣

手

笹森國務大臣

手

通信技師大村六助外一名叙位取消並びに

叙位日附変更の件今般逋信大臣より
別紙のとおり請議があり今更不都合では
あるが事実己むを得ないものと認められる
ので取消並びに日附変更の上奏すること
と致したい。

官秘乙第一八五号

昭和二十二年八月二十七日

逋信大臣三木武夫



内閣総理大臣片山 哲殿

請議

叙位取消について

通信技師従七位大村六助と叙正七位に
ついで上奏を仰ぎ昭和二十年五月十五日
発令なされましが同人は昭和十九年八

月二十三日南方において戦死のことに認定せ
られましたので右の叙位を御取消願いた
く請議致します

寫

關地世留第一八一號

死亡證明書

所屬部隊 勢第一五三一八部隊

陸軍軍醫(技師) 大村 六助

右所屬部隊長の通牒ニ照シニユイギニヤシンヨリニ於テ昭和十九年八
月二十三日(時刻不明)戦死シタル事ヲ證明ス

昭和二十二年三月五日

關地地方世話部長 代理 龜尾 文 兼

通地世留局印

官秘乙第六六七号

昭和二十二年八月二十七日

逓信大臣三木武夫



内閣總理大臣片山 哲 殿

請 議

戦歿月日訂正について

逓信局事務官谷口文雄は昭和十九年五月三十一日マニラ島下戦死したのと同日附を以て従七位に叙せられたがこのたび別紙寫の通り戦歿月日變更の通知が

あつたから右の茶令を昭和十九年八月二日
附に御訂正願いたく請議します

二復人第一〇號ノ一六八
昭和二十二年七月二十一日

復員廳第二復員局人事部長

逓信大臣官房秘書課長 殿

戦歿月日訂正の件照會

左記の者は昭和十九年五月三十一日行方不明になつた日を以つてテニヤン
島で戦死のことに認定のところ今度家族より同年七月三十日同人に面會し
たものがある旨申出があつたから認定日を昭和十九年八月二日(テニヤン
島最終總撃日)附に変更するから了知されたい。

記

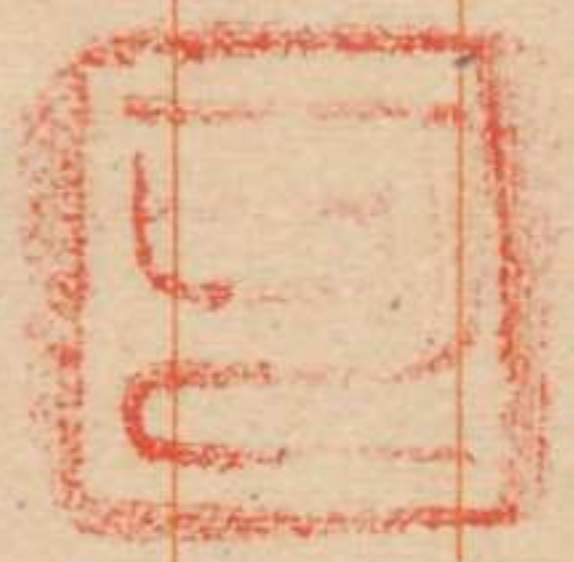
第十一海軍軍用郵便所員

逓信局書記 谷口文雄

寫送付先縣本民生部第二世話課長 谷口静江

(終)

福島縣須賀川トキワ印刷所製造



在満各中等学校教諭則武信夫外七名叙位の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十二年十一月十四日

内閣総理大臣片山 哲



憲法附則本外生際第二世諸縣

谷口 輔 五

第十一號軍車出陣車西員

谷口 文 敏

憲法附則本外生際第二世諸縣

武信夫外七名叙位の件
昭和二十二年十一月十四日
片山 哲

憲法附則本外生際第二世諸縣

谷口 文 敏